

令和8年第1回定例会

令和8年 2月12日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 8 年 2 月 1 2 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 7 議案第 4 号 令和 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 5 号 令和 8 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 9 議案第 6 号 令和 8 年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中山晴親君	2番	丸山保君
4番	内田裕美子君	5番	野口靖君
6番	大久保協城君	7番	針谷賢一君
8番	窪田行隆君	9番	湯井廣志君
10番	冬木一俊君	11番	吉田達哉君
12番	渡辺隆宏君	13番	角倉邦良君
14番	小野聡子君	15番	三澤望太君
16番	佐藤学君	17番	山崎恒彦君
18番	栗原透君	19番	松本文和君

欠席議員（1名）

3番 中澤秀平君

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	組合事業統括 兼病院院長	設楽芳範君
病院長補佐	渡部登志雄君	事務局局長兼 経営管理部長	高田克巳君
看護部長	高田幸子君	薬剤部長	桜澤千世君
診療支援部長	関根圭介君	総務課長	田村朝亮君
企画財政課長	平澤和興君	参事兼 医療サービス課長	五十嵐哲二君
施設安全管理課長	黒澤透君		

事務局職員出席者

総務課総務 グループリーダー	新井敬継	総務課人事給与 グループリーダー	大澤佑典
総務課主査	齋藤愛	総務課主事	栗原萌佳
総務課主事	桜井大弥		

開会の挨拶

議長（吉田達哉君） 傍聴人の皆様に申し上げます。

当組合議会傍聴規則により、会議中は傍聴人の守るべき事項を遵守していただきますようお願いいたします。また、傍聴席においては、写真、動画などの撮影または録音などしてはなりませんので、併せてお願いいたします。

今期定例会は、感染症対策のためマスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。

なお、議長においても感染拡大防止のためマスクを着用することといたします。議事進行等で聞きづらい点もあるかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、議案6件でございます。

慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

開会及び開議

午後2時17分開会

議長（吉田達哉君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和8年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（吉田達哉君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（吉田達哉君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、10番、冬木一俊君、13番、角倉邦良君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（吉田達哉君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

令和8年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、病院経営が厳しい中、今後さらに人口減少、高齢化による医療需要の緩やかな縮小が見込まれる中で、藤岡医療圏における救急や周産期医療といった重要な医療を担う病院として存続をしていかなければなりません。そのために速やかに高コスト構造から脱却し、引き続き地域の医療需要に応えられるよう努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げますの次第でございます。

さて、本会議に提出をいたします案件は、組合各事業の令和8年度予算をはじめ6件の審議をお願いするものでございます。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

第4 議案第1号

議長（吉田達哉君） 日程第4、議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、当組合の危機的な経営状況を鑑みて、管理職の削減及び級を見直し、また労働基準監督署の指導により、管理職手当から超過勤務手当へ切り替わる係長級の職位に対する働き方への意識改革を促すため、職務の級を見直し、役職定年等の働き方に対応できる柔軟な組織体制とすることで、継続的な病院運営を可能にするため、所要の改正をお願いするものでございます。

主な改正内容は、行政職が適用を受ける別表第3ア) 行政職給料表等級別基

準職務表 4 級に副主幹の職務、5 級に室長補佐の職務、主幹の職務、6 級に室長の職務を加え、7 級の次長の職務を削除し、医師が適用を受ける別表第 3 イ) 医療職給料表 (一) 等級別基準職務表 4 級の施設長の職務を削除し、薬剤師及び医療技術員が適用を受ける別表第 3 ウ) 医療職給料表 (二) 等級別基準職務表 4 級の 2 主査の職務を 2 主幹の職務に改め、5 級の室長補佐の職務を削除し、部長の職務を 7 級から 6 級へ改め、相当の経験を有する部長の職務を 7 級に加え、看護師及び看護職員が適用を受ける別表第 3 エ) 医療職給料表 (三) 等級別基準職務表 4 級にグループリーダーの職務、主幹の職務、5 級に室長の職務を加え、副部長職の職務を 6 級から 5 級へ改め、相当の経験を有する副部長の職務を 6 級に加えるものであります。

このほか人事院勧告に伴う国の給与法等改正法の公布に伴い、初任給調整手当を第一種初任給調整手当へ字句を改めるものであります。

施行日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 (吉田達哉君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長 (吉田達哉君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (吉田達哉君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 (吉田達哉君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 (吉田達哉君) 起立全員であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

第 5 議案第 2 号

議長 (吉田達哉君) 日程第 5、議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う国の給与法等改正法の公布に伴い、初任給調整手当を第一種初任給調整手当へ字句を改めるものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日からとするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号

議長（吉田達哉君） 日程第6、議案第3号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第3号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第2条で公立藤岡総合病院の業務の予定量の変更、第3条の収益的収入及び支出で、病院事業収益2億5,300万9,000円の増額補正、病院事業費用1億5,470万7,000円の減額補正となっております。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入3,655万1,000円の減額補正、資本的支出4,307万6,000円の減額補正となっております。

第5条では、企業債で対象事業の先送りに伴い、起債の借入を延期するものがございます。

また、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の補正に伴うものがございます。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田達哉君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量であります。入院の年間患者数を10万6,437人から10万8,380人へ、1日平均患者数を291人から297人へ、外来では年間患者数を16万1,000人から16万2,000人へ、1日平均患者数を665人から669人へ変更するものがございます。

主な建設改良事業では、外来棟昇降機の改修を先送りすることにより、4,400万円を減額するものであります。

次に、第3条収益的収入及び支出の収益的収入についてご説明申し上げます。

第1款病院事業収益では2億5,300万9,000円を追加し、総額を125億5,385万5,000円とするものであります。

内訳は、第1項医業収益で9,064万7,000円、第2項医業外収益で1億5,988万7,000円、第3項特別利益で247万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。

第1款病院事業費用では1億5,470万7,000円を減額し、総額を142億9,204万5,000円とするものであります。

内訳は、第1項医業費用で1億6,070万7,000円を減額、第2項医業外費用で600万円を追加するものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出の資本的収入よりご説明申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入では3,655万1,000円を減額し、総額を6億6,366万円とするものであります。

内訳は、第2項企業債で4,400万円を減額、第3項補助金で92万4,000円、第4項固定資産売却代金で1,152万5,000円をそれぞれ追加、第5項長期貸付金償還金500万円を減額するものであります。

続きまして、資本的支出についてご説明申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的支出では4,307万6,000円を減額し、総額を13億9,013万円とするものであります。

内訳は、第1項建設改良費で4,307万6,000円を減額するものです。

第5条企業債では、設備機器整備事業先送りに伴う起債の延期、第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費8,401万2,000円を減額するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第4号

議長（吉田達哉君） 日程第7、議案第4号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第4号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第2条で訪問看護ステーションの業務の予定量の変更、第3条の収益的収入及び支出で、訪問看護事業収益2,547万3,000円の減額補正、訪問看護事業費用1,999万7,000円の減額補正、第4条

の資本的収入及び支出で、訪問看護事業資本的支出544万5,000円の減額補正となっております。

また、第5条は、議会の議決を経なければ流用のすることのできない経費で、職員給与費の補正に伴うものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田達哉君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量であります。訪問看護ステーションの年間延べ利用者数を1万1,495人から9,757人へ、1日平均利用者数を47.5人から40.3人へ変更するものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の収益的収入についてご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業収益では2,547万3,000円を減額し、総額を9,227万円とするものであります。

内訳は、第1項事業収益で2,098万1,000円、第2項事業外収益で449万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業費用では1,999万7,000円を減額し、総額を1億1,421万2,000円とするものであります。

内訳は、第1項事業費用で2,019万2,000円を減額、第2項事業外費用で19万5,000円を追加するものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出の資本的支出についてご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業資本的支出では544万5,000円を減額し、総額を6,985万3,000円とするものであります。

内訳は、第1項建設改良費で44万5,000円、第3項長期借入金償還金で500万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費117万7,000円を追加するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(吉田達哉君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(吉田達哉君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、令和7年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田達哉君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第5号

議長(吉田達哉君) 日程第8、議案第5号、令和8年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井雅博君) 議案第5号、令和8年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出は、病院事業収益138億6,147万7,000円、病院事業費用139億2,487万1,000円であります。

次に、第4条の資本的収入及び支出は、公立藤岡総合病院資本的収入6億4,072万1,000円、公立藤岡総合病院資本的支出14億6,625万8,000円を計上しております。

以下、第5条から第10条までは、所要の額及び予定支出の各項の流用について定めております。

以上、提案説明といたします。

慎重ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田達哉君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(高田克巳君) それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量であります。病床数399床で、入院の年間患者数10万8,770人、1日平均患者数を298人、外来では年間患者数を16万506人、1日平均患者数を666人を見込みました。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額について、収益的収入よりご説明

申し上げます。

第1款病院事業収益では、総額138億6,147万7,000円を計上するものであります。

内訳は、第1項医業収益で118億3,676万8,000円、第2項医業外収益で19億4,358万9,000円、第3項特別利益で8,112万円であります。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。

第1款病院事業費用では、総額139億2,487万1,000円を計上するものであります。

内訳は、第1項医業費用134億6,302万5,000円、第2項医業外費用4億5,584万4,000円、第3項特別損失500万2,000円、第4項予備費100万円であります。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入よりご説明申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入では、総額6億4,072万1,000円を計上するものであります。

内訳は、第1項他会計負担金6億4,072万1,000円であります。

続きまして、資本的支出についてご説明申し上げます。

第1款公立藤岡総合病院資本的支出では、総額14億6,625万8,000円を計上するものであります。

内訳は、第1項建設改良費5,000万円、第2項企業債償還金14億1,625万8,000円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億2,553万7,000円は、当年度消費税資本的収支調整額16万8,000円、過年度損益勘定留保資金8億2,536万9,000円で補填する予定であります。

次に、第5条の債務負担行為は、事項、期間、限度額を、第6条の一時借入金は、借入金の限度額を、第7条の経費の流用は、予算額に過不足が生じた場合における流用可能条件を、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条の他会計からの補助金、第10条のたな卸資産の購入限度額は、それぞれ所要の額を定めたものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 令和8年度の病院事業の予算書、資料を見させていただいたんですが、この71ページの他会計負担金の中で一番最初にそちらで説明をされた

10億円の病院事業運営資金の不足に伴う構成市町村からの基準外繰入金として藤岡市が9億円、上野村、神流町、高崎市ということでこの基準外繰入金というのがここに計上をされているんですが、これ藤岡市議会ではまだ議員説明会等されただけでこの議案の審議もまだされてない、この金に対してまだ藤岡市議会は決定を成してないんです。そういう中で、何でこの今回の予算の中にこれが計上できるのか、また上野村、神流町、高崎市は分かりませんが、藤岡市は議案もまだ見てないです、この関係の。なぜここに計上をされたのかお伺いいたします。

議長（吉田達哉君） 企画財政課長。

企画財政課長（平澤和興君） お答えいたします。

構成市町村の議会が3月に行われることは存じ上げております。組合議会のほうが2月と早くなっております。そのため予算の成立が議決をしていただくのは組合議会のほうが先になります。そこで、各構成市町村さん議会議員の方々にご説明に回りまして、一定程度のご理解を得られたので予算として計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田達哉君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 課長の言っていることがおかしいんじゃないのか、議会で可決されて初めてこの予算が計上できるんです。国の補助金だって県の補助金だってそうですよね。ただ予定額でこれができないかも分からないかもしれないのを予算に計上できないということだから、普通ほとんど反対はないと思いますけれども、そういう中でこの会計の他の自治体からくるこの10億円のこういうふうに乗せるのではなくて、給与費のところから10億円これ削って予算を計上して、それで可決後に戻せばいいんでしょう。この10億円が決定してからこれを補正組んで直せばいいんだから、今回この議会でも決定していないものを計上するのではなくて、この給与費を10億円減らし予算案を提出をし、この議会が通った後、この10億円をまた戻せばいいんですよ。そういうやり方を普通は一般的にはするんですよね。だから、病院のほうは来るか来ないかも分からない、これ議会で否決されたらどうするんですか。このお金こなくなるんですよ。普通はそういうふうにして予算案を提出するんですが、先走りちょっとし過ぎではないのかね。なぜこういうやり方するのか私には理解できないんですが、その点、経営管理部長、よく説明してください。

議長（吉田達哉君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） 湯井議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどの企画財政課長の答弁で大変言葉足らずで申し訳ございません。私のほうから答弁させていただきます。

当然本来であれば各構成市町村様からの議会で通ってから当然議案として上程すべきということは私どものほうも承知しております。当然本来であれば補正予算で対応すべきというのが予算の常識ということには私ども承知しております。

しかしながら、ご存じのとおり病院事業につきましては、非常に固定費の高い事業形態となっております。4月に退職金と給料、それと業者支払いということで、通常ですと月々10億円程度の固定費なんですけれども、15億円程度令和6年度ベースだとかかるということで、どうしても当初予算に予算のほうを確保させていただきたいということで、各構成市町村さんの議員説明会にも一応説明をさせていただきまして、ご理解をいただいた上で、当然まだ議会では議決はいただいてないんですけれども、当然本来であれば湯井議員さんの言う補正予算ということなんですけれども、どうしても令和8年度スタートするところの部分で現金のキャッシュが必要だということで、当初予算でどうしても確保させていただきたいということで、今回構成市町村の首長さんにもご理解いただいた上で、その後構成市町村さんの議会のほうにも寄らせていただいて説明をさせていただいた上で、今回計上させていただいたというのが経緯でございます。

当然湯井議員さんの言うように当初いただけるという保障がないものですからそれはもう当然予算計上するということについては、私どものほうもそれは筋が違うというふうに思っておりますけれども、今回そういった事情で、本来では補正予算で対応するんですけれども、そういった状況もありましたので、各構成市町村さんの議員に説明会をさせていただいた上で予算計上させていただいたという経緯でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（吉田達哉君） 松本文和君。

議員（松本文和君） ちょっと細かいところで申し訳ないんですけれども、資料の47ページ、時間外勤務手当が前年度と比べるとこれは1億円増えているという認識でよろしいでしょうか。

議長（吉田達哉君） 総務課長。

総務課長（田村朝亮君） お答えさせていただきます。

令和8年度が超過勤務手当の額が増えている理由という、ご質問でよろしいでしょうか。

先ほど説明させていただきましたように、令和8年度から係長級に今現在支給している管理職手当を廃止し、代わりに超過勤務手当に切り替わります。その関係で管理職手当が減ってその分超過勤務手当の時間が一定程度増えるという予測の下に超過勤務手当の額が増えているという形になっています。

一定数実際の時間数は明確に分からないんですが、こういう経営状況ですの

で、うちのほうで超過勤務手当の時間を最大限抑制するように業績目標等でその辺は適切な超過勤務の時間になるように最大限の努力も併せてしていく予定でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（吉田達哉君） 松本文和君。

議員（松本文和君） 理由は大体分かったんですけども、時間外手当がすごく増加するということは、もちろん財務的な側面もありますけれども、労務管理とか医療提供体制の健全性というところから見るととてもよくないことだと思うんですよね。管理手当云々で上がるのであればしようがないところがあると思うんですけども、この時間外手当を極力減らしていくような形、あるいはどこの部分がどのぐらい多くてということをよく分析していただいて、今後の配置転換、人員を配置するときの参考にしていただきたいなど。

それとハラスメントの事例もあったと思うんですけども、忙しいところほどそういったところが起こりやすいと思うので、この時間外手当がどこでどのように増えていてというのをよく分析して対処していただきたいなと思います。以上です。

（「そのとおりだよ」の声あり）

議長（吉田達哉君） 総務課長。

総務課長（田村朝亮君） お答えさせていただきます。

まさに議員さんのおっしゃるとおりだと思います。総務課としましては、超過勤務時間の削減に最大限取り組んでいきまして、ワークライフバランスのほうの適正化のほうに努めていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（吉田達哉君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、令和8年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第6号

議長（吉田達哉君） 日程第9、議案第6号、令和8年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第6号、令和8年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出では、訪問看護事業収益9,287万円、訪問看護事業費用1億1,932万8,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、訪問看護事業資本的支出で7,136万7,000円を計上いたしております。

以下、第5条から第7条までは、所要の額及び予定支出の各項の流用について定めております。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田達哉君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（高田克巳君） それでは詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量であります。年間延べ利用者数9,713人、1日平均利用者数40人を見込みました。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額について、収益的収入よりご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業収益では、総額9,287万円を計上するものであります。

内訳は、第1項事業収益9,227万円、第2項事業外収益60万円であります。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業費用では、総額1億1,932万8,000円を計上するものであります。

内訳は、第1項事業費用で1億1,694万1,000円、第2項事業外費用228万7,000円、第4項予備費10万円であります。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額について、第1款訪問看護事業資本的収入は、予算計上がございません。

資本的支出についてご説明申し上げます。

第1款訪問看護事業資本的支出では、総額7,136万7,000円を計上するものであります。

内訳は、第1項建設改良費で205万1,000円、第2項企業債償還金で6,931万6,000円であります。

次に、第5条の一時借入金は、借入れの限度額を、第6条では経費の流用可能な条件を、第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてそれぞれ所要の額を定めたものであります。

以上、詳細説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（吉田達哉君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（吉田達哉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、令和8年度多野藤岡医療事務市町村組合立訪問看護ステーション事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田達哉君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

字句の整理の件

議長（吉田達哉君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（吉田達哉君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は、議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（吉田達哉君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 令和8年第1回組合定例議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

議員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重ご審議を賜りましてご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議員皆様方からいただきましたご意見、ご指導に対しまして、しっかり受け止めさせていただきまして、今後も地域の中核病院として地域住民の皆様方から信頼される医療の充実に努めるとともに、病院の経営改善により一層努力をしてまいる所存でございます。どうぞ引き続きのご支援を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては、お体に十分ご自愛を賜りまして、ますますご活躍をいただきますように祈念申し上げて、お礼のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

閉会

議長（吉田達哉君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和8年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時59分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 吉 田 達 哉

署名議員 冬 木 一 俊

署名議員 角 倉 邦 良